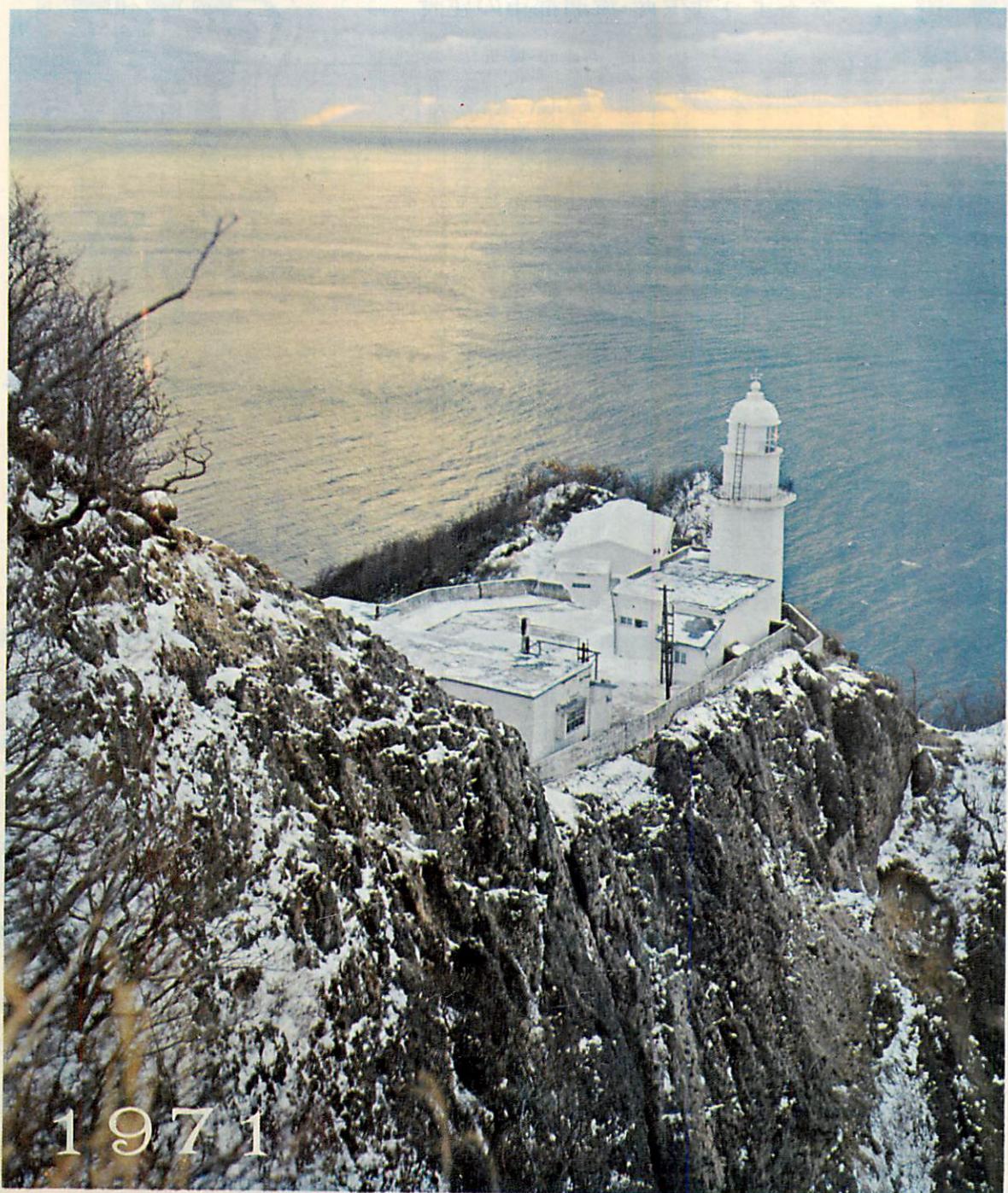


あさらん
市政だより

1月／1日

昭和46年 No. 259



— 地球岬の朝 —

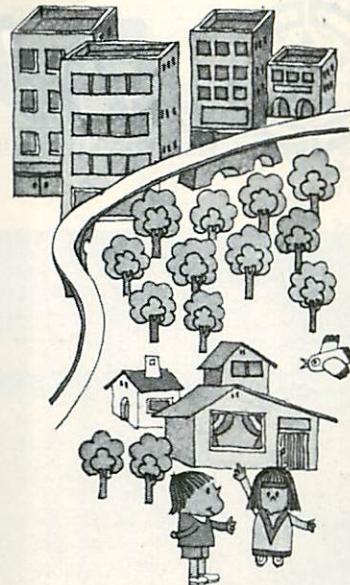
室蘭市の未来をひらく

健康で、豊かな、だれもが住みたく
なるような生産・流通都市の建設

健康で、豊かな市民生活のための都市建設、これは全市民の一致した未来への願いです。しかし、近代科学の急速な進歩と社会の多様化とともに、都市に幾多の都市問題が生まれていることは、身近に体験しているところです。すべての市民が期待する未来都市の将来像と、その達成へのアプローチを計画し、市民ひとりひとりの積極的参画のもとに都市づくりをすすめることは、今日における重要な課題です。

この基本構想は、このような市民の期待と、時代的要請を受けて室蘭市のもつ社会的、経済的諸条件等を考慮し、さらに、新全国総合開発計画、第三期北海道総合開発計画における、室蘭市の位置づけと役割を認識するなかで、室蘭市将来の望ましい都市像と、これを達成するための施策の大綱を定めたものです。

(2) 生産性豊かな高次生産都市
新規企業の立地と既存企業の拡充・近代化を進め、工業構造の多極化と高度化を促進するとともに流通機能の整備拡充を積極的に推進する



未来都市 室蘭の ビジョン

室蘭市は、東北、北海道における最大の重化学工業都市、また流通拠点都市として発展を続けてきました。この半世紀にわたる発展

の集積を基礎に、生活および生産の広域化に対応した、広域圏の中核都市として、市民の意思にもとづく生活環境と都市機能の整備をすることは全市民の願いです。

この市民の願いを実現するため海につつまれ、緑の山を多くかかえた未来都市室蘭の将来像をつきとおり定めました。

(1) 文化のかおり高い福祉都市

市民生活を最も大切にする創造性の豊かな地域社会を実現するため、すべての市民が、公害のない健康で、豊かな市民生活を営むことのできる社会生活基盤の整備と近代化を推進する。

社会の高度化、多様化に対応できる人間性の開花をめざして、精神文化豊かな教育の振興と、文化教養施設の整備を促進し、市民が誇りうる、文化と教養のまちを確立する。

主要指標

項目	年次	昭和40年	昭和55年
人口		161,252人	220,000～260,000人
1人当り所得	個人	27万円	70万円
市内生産額	内得	632億円	3,560億円
工業出荷額	外得	1,146億円	5,200億円

市民の
みやもん
あけ
おめでとう
ございます



市議会議長
瀬戸川省二



市長
高薄豊次郎

進し、生産性豊かな高次生産都市を形成する。

外港の完成にあわせて港湾諸施設の拡充と陸上輸送網の整備を図り、新たに北方圏交易の中心的使命をも帯びた国際港湾としての地位を不動のものとする。また、臨

海工業の広域立地と、集積された工業との有機的結合を進め、工業拠点港湾としての発展を図る。

(3) 蹦進する国際港湾都市

道路通信網の整備とモータリゼーションの進展による生活と生産の地域化に対処するため、近隣市町村との協力関係を強めながら、

広域生活圏と生産圏の形成を図り、中核管理機能を整備し、圈内住民が快適な生活を営むことのできる生活と生産の調和した新しい広域都市の実現を期する。

健康で 豊かな 生活環境

推進する。

人間尊重を最優先とした、市民意思にもとづくシビルミニマム（都市生活環境の最低必要基準）を設定し、その完全確保を図る。

市民の暮らしに緑と太陽を取り入れ、豊かな情操とあすへの英気を養うため、緑地と海浜景観地などを中心に、美しい自然と緑を積極的に保護育成する。

健康で清潔な都市づくりのため上下水道、清掃、保健医療、住宅公害防止などを含む各種生活環境の整備充実に努め、快適な市民生活の実現を期すとともに、市民のすべてが幸福な生活を送れるよう、ゆきとどいた社会福祉を

市民ぐるみの まちづくり

この基本構想の実現を図るために具体的なビジョンの確立とそれを達成するプロセスを明らかにする必要があります。このためこの基本構想にもとづいて、昭和五十五年を目標年次

か年間のローリング方式による実施計画を策定します。

基本構想、基本計画および実施計画を実現するため、社会経済の発展と市民生活の多様化に対応する近代的な行政組織を確立して、行政運営の合理化近代化を促進します。

さらに室蘭市と関係各機関が

また、郷土愛を基本とする人間

性豊かな地域社会の展開をめざし市域をいくつかの適正規模に区分したコミュニティ（地域社会）単位を設定し、社会連帶意識の高揚を図り、さらに全地域を一つとして理想的なコミュニティ組織を確立する。

- （1）土地利用の基本目標
① 土地の効率的な利用と体系化を図るため、室蘭市の土地利用の基本目標をつきのようく定めました
② 地域特性に応じた用途地域の確立
③ 広域圏内の土地利用の一体化推進
④ 都市内交通ネットワークの形成

- （2）土地利用の基本方向
① 蘭西地区／市街地の再開発を積極的にすすめ、高級ショッピングアミューズメント地区としての地域特性を助長するとともに、室蘭港発展のための中核管理機能を整備充実し、さらに測量山、地球岬の緑地帯を活用した、山と海のリクリエーション地帯を形成する。
△ 蘭東地区／広域圏を対象とする都市機能の集積を高めるために東室蘭駅を中心に商業地区を形成し

るようなまち、室蘭市のエネルギーを結集した市民総ぐるみのまちづくりを推進し、この基本構想の実現を図りましょう。

だれもが住みたくなる健康で、豊かな想は達成されます。

中島側を商店街として整備し、一部地域は住宅化を抑制するなどして、軽工業団地、流通センターとして再開発する。
△ 蘭北地区／自然の保存を図るなかで、居住環境の快適な大規模新住宅地を開発するとともに、広域圈住民を対象とした各種施設を配置し、さらに市民のための総合運動施設、自然動物園、保養センターなどの総合リクリエーションセンターを形成する。

市では、基本構想の内容を知つていただき、みんなのご意見をお聞きして具体的な実施計画をつくるため、一月下旬に説明会を開きます。

日程や会場は、一月十五日号の市政だよりでおしらせします。

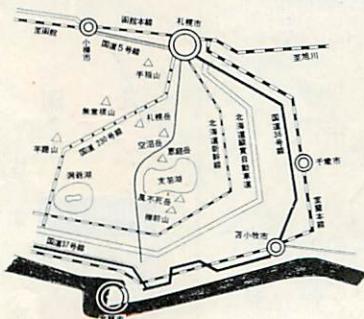
基本構想の説明会を開きます

土地利用 の 基本構想



道央J字型メガロポリスの玄関

鉄道の近代化と道路網の整備を中心、陸上輸送網の強化充実を図って、背後圏との短縮化を推進するとともに、室蘭・本州間の国鉄海上航路、長距離大型フェリー航路の開設等を実現し、道央J字型メガロポリスの玄関として、また、北海道流通拠点港湾としての機能充実を図る。



工業構造の多極化をすすめ、広域的工業開発体制を確立するなど、本道最大の重化学工業を基軸に、北海道総合開発工業の中核拠点としての着実な前進を期する。

（3）広域圏内の土地利用の一体化推進
（4）都市内交通ネットワークの形成

△ 蘭西地区／市街地の再開発を積極的にすすめ、高級ショッピングアミューズメント地区としての地域特性を助長するとともに、室蘭

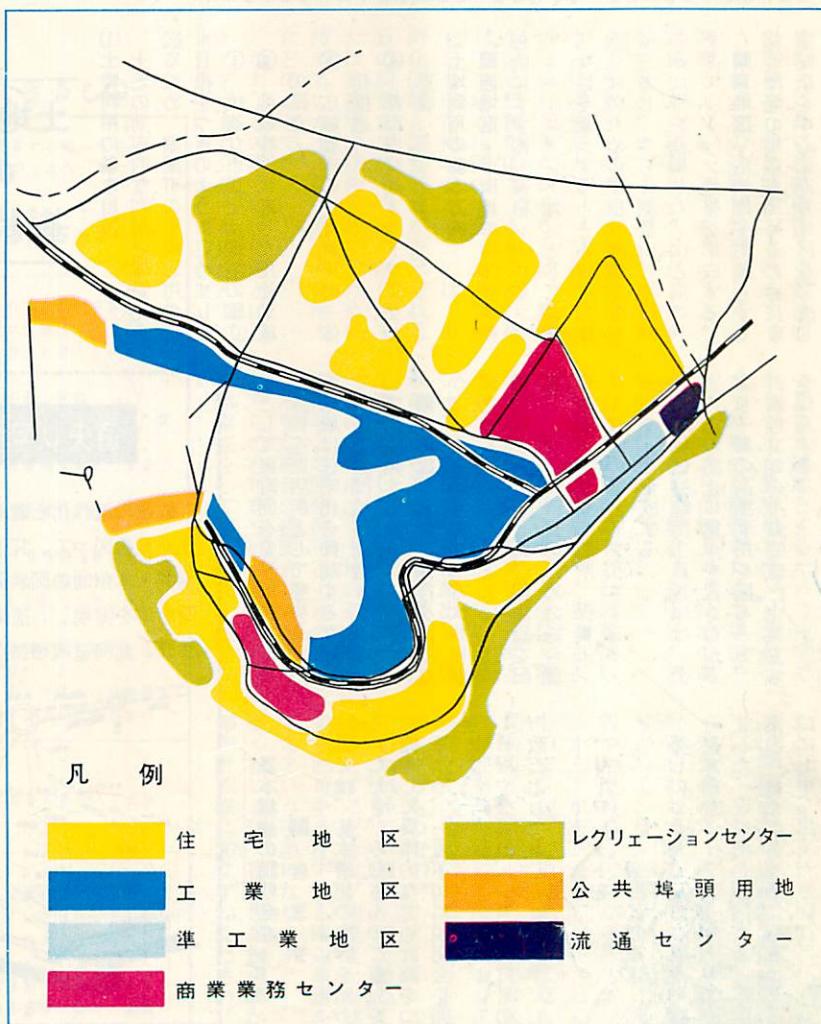
港発展のための中核管理機能を整備充実し、さらに測量山、地球岬の緑地帯を活用した、山と海のリクリエーション地帯を形成する。
△ 蘭東地区／広域圏を対象とする都市機能の集積を高めるために東室蘭駅を中心に商業地区を形成し

を促進する。

美しいカラー印刷の「室蘭市総合基本構想リーフレット」ができました。市役所企画調査課、本庁案内、または各支所、出張所の窓口にお申し出ください。



室蘭市の未来をひらく





市街化区域と調整区域きまる

これから住宅を 建てるかたへ

化が進行している地域（周辺市街地）、さらに、今後十年間に、優先的・計画的に市街化を進める地域（新市街地）のことで、この区域内には、住みよい生活環境をつくるために、道路や公園、下水道などの都市施設が、積極的に整備されてゆきます。

したがって、この区域内に、これから住宅などを建築したり、宅地を造成するときは、今までと同様に建築確認や宅地造成の許可をうければよいわけです。

までと同様に建築確認や宅地造成の許可をうければ建てられます。また、このほか、特例として、別表のように、許可をうけると、開発したり建築することができるものもあります。

このなかで、とくに市民のみなさんに関係があり、ぜひ知っておいていただきたいところは、**■ 構成**の⑧と□欄の②で、これを既存権利者の経過措置といつております。この既存権利者というのは、市街化区域と調整区域が告示された日の前日までに、自分の居住用または業務用の建物を建てるために持っていた土地の所有者や借地主などのことです。

なお、この場合の居住用とは、あくまでも自分がそこに住んで、

生活の本拠地とするための住宅をなう継続的な商売のための建物を賣ります。したがつて、社員の宿舎やアパート、貸家、貸店舗、貸事務所などは該当しません。

これらの既存権利者が調整区域内で土地を造成しようとするときや家を建てようとするときは、公示の日から六ヶ月以内に、土地を所有しているまたは借りているという既存権利を市長に届出し、公示の日から五年以内に許可をうけ工事に着手しなければなりません。

この許可には、土地の造成が必要な場合の開発許可と土地の造成が不要な場合の建築許可とがあります。どちらの許可をうけたらよいかけ予備審査をして判断します。

建築許可と建築確認

建築許可と建築確認

土地の造成などが必要な場合	開発行為	A 許可不要のもの
		① 農林漁業用の建物またはこれに従事する者の住宅 ② 保育所、小中学校など公共的な施設 ③ 国や公共団体などが行なうもの ④ 土地区画整理事業または都市計画事業として行なうものの ⑤ 10平方メートル以内の増改築または車庫、物置など軽易な建物
		B 許可を要するもの
		① 日常生活の物品の販売、加工のための店舗、事業場 ② 鉱物資源、観光資源の利用上必要な建物 ③ 温度、湿度、空気などに特別な条件を必要とし、市街化区域に建築することが困難な建物 ④ 農林漁業用の貯蔵、加工、処理に必要な建物 ⑤ 国や道が助成する中小企業の共同化、集団化に役立つ建物 ⑥ 市街化調整区域内の既存工場と密接な関連をもつ下請工場などの建物 ⑦ 危険物の貯蔵、処理の建物で市街化区域内に建てることが不適当なもの ⑧ 区域決定の際、自己の居住用または業務用の建物を建てるために所有していた土地（借りていた場合なども含む）を6か月以内に届け出た者が、その目的で5年内に行なうもの ⑨ 20ヘクタール以上の開発行為で、計画的な市街化をはかる上で支障がないと開発審査会が認めたもの ⑩ 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で建築することが困難または不適当と開発審査会が認めたもの
		C 許可不要のもの
土地の造成などが不要の場合	建築行為	① A欄に掲げる建物 ② 「住宅地造成事業に関する法律」の許可を受けた土地に建てる建物
		D 許可を要するもの
		① B欄の①～⑦に掲げる建物 ② 区域決定の際、自己の居住用または業務用の建物を建てるために所有していた土地（借りていた場合なども含む）を6か月以内に届け出た者が、その目的で5年内に建てる建物 ③ 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で建築することが困難または不適当と開発審査会が認めた建物

この告示によつて、調整区域では、今後、宅地造成などの開発行為がや住宅建築などの建築行為が大幅に規制されますので、これからその土地が、市街化区域か調整区域かを、よくたしかめましょう。

農業委員会に届出をしなければなりません（転用許可是不要）から農業委員会においてください。

開発や建築を制限
六ヶ月以内に届出を
——調整区域——

市街化調整区域で
行なうことができるもの

土 地 の 造 成 な ど が 必 要 な 場 合	A 許 可 不 要 の も の	①農林漁業用の建物またはこれに従事する者の住宅 ②駅舎、保育所、小中学校など公共的な施設 ③国や公共団体などが行なうもの ④土地区画整理事業または都市計画事業として行なうもの ⑤10平方メートル以内の増改築または車庫、物置など軽易な建物
	B 許 可 要 す る も の	①日常生活の物品の販売、加工のための店舗、事業場 ②鉱物資源、観光資源の利用上必要な建物 ③温度、湿度、空気などに特別な条件を必要とし、市街化区域に建築することが困難な建物 ④農林漁業用の貯蔵、加工、処理に必要な建物 ⑤国や道が助成する中小企業の共同化、集団化に役立つ建物 ⑥市街化調整区域内の既存工場と密接な関連をもつ下請工場などの建物 ⑦危険物の貯蔵、処理の建物で市街化区域内に建てることは不適当なもの ⑧区域決定の際、自己の居住用または業務用の建物を建てるために所有していた土地（借りていた場合なども含む）を6か月以内に届け出た者が、その目的で5年以内に行なうもの ⑨20ヘクタール以上の開発行為で、計画的な市街化をはかる上で支障がないと開発審査会が認めたもの ⑩市街化を促進するおそれがない、市街化区域内で建築することが困難または不適当と開発審査会が認めたもの

土地の造成などが不要の場合	C許可不要のもの	<p>① A欄に掲げる建物 ②「住宅地造成事業に関する法律」の許可を受けた土地に建てる建物</p>
	D許可を要するもの	<p>① B欄の①～⑦に掲げる建物 ②区域決定の際、自己の居住用または業務用の建物を建てるために所有していた土地（借りていた場合なども含む）を6か月以内に届け出た者が、その目的で5年以内に建てる建物 ③市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で建築することが困難または不適当と開発審査会が認めた建物</p>

表彰該當者を募る

優秀な従業員が表彰されます

市では、市内で働く優秀な方と中小企業を営む方で市民サービスの改善などに努められた方の表彰該当者を募っております。

これは、昭和四十四年十月に制定された「室蘭市中小企業等振興条例」にもとづくもので、今年、つぎに該当される方は、所定の用紙に記入して提出してください。

△従業員表彰▽

・ 照明については、照明の配置と明るさが適当であり色彩との調和がとれていること。

△訓練校表彰▽

・ 店舗については、外装、看板店頭の扱い方、通路のとり方が適當であり、陳列台、ケース、カウンター等の配列が適當で、店舗の清潔感と雰囲気がよいこと。

△従業員表彰▽

・ 中小企業等の經營で認定職業訓練の実施状況がきわめて優秀で、他の認定職業訓練校の模範と認められる訓練校を推せん書を添付して提出すること。

△提出先と期日▽

一月十四日までに、市役所商工課または室蘭工商会議所総務課に

備えつけの用紙に記入して提出してください。

※くわしくは、提出先におたずねください。

○災害遺児手当

市に一年以上居住している方(世帯全員の所得が基準額以下である

ことに、四人目の児童から一人

月額千円が支給されます。

○児童手当

交通事故および産業における業

務上の災害による事故によって、

父母が死亡または廃疾の状態とな

ったとき、その児童を養育してい

ますので、みんなも、よく

お読みいただき、市政にご協

力くださるようお願いします

○児童手当

する保護者で、室蘭市に六ヶ月以上

居住している方に、児童一人につき

月額千五百円が支給されます。

○くわしくは、市福祉事務所社会

課社会係(市役所一階、電話2局

1111番、内線285番)にお

たずねください。

○児童手当

の改善および向上に努め、

他の模範となる方

商品の陳列については、陳列

に連続感、親近感があり、商品

の配列組合せが適当で商品選択

が容易であること。

- ①二年以上引き続き認定職業訓練を実施しており、かつ労働関係諸法令に規定する違反がないこと。
- ②訓練生の出席率が八〇パーセント以上であること。
- ③訓練生の離職率が二〇パーセント以内であること。

知つておりますか！

消火器のつかい方

1月15日 第23回成人式
成人おめでとう

第23回「室蘭市成人式」が、1月15日（成人の日）に、文化センターで行なわれます。

ことし成人になられる方は、昭和25年1月16日から昭和26年1月15日までに生まれた方で、みなさんに案内状を差しあげます。案内状の届かない方や帰省中の方で、成人式に出席を希望される方は、市社会教育課か市役所支所出張所に申し出てください。

なお、成人該当者名簿を市役所支所出張所で縦覧しておりますので確認してください。

成人式の式典時間はつぎのとおりです。

★ところ……文化センター大ホール

・1回目…(みゆき町以西の方)

受付9時30分 式典10時から

・2回目…(東町以東の方)

受付12時30分 式典13時から

煙筒掃除のてまがはぶけるーと
いうことなどから、近年は石油ス
トーブを使用する家庭が激しくふ
えてきました。
しかし、石油ストーブの使用方
法を誤っての火災も、けつして少
なくはありません。

正月はオトソ気分で、つい気持
ちもゆるみがち。せっかく備え
た消防器も家族全員が使用方法を
おぼえていないと、万一のとき早
く消すことができません。

みなさん、消防器の使用方法と

備えつけある場所を、いまいち
どおぼえておきましょう。

消防器の使用方法など不明なこ
とは、近くの消防署に問い合わせ

るか、火防検査のとき消防職員か
ら教えてもらってきてください。
なお、消防器については、つき
のことに注意してください。

・ 消火器の使用方法がわからな
いときは、よく使用方法を教え
てもらってきてください。

・ 消火器には、使用方法と性能
表が記入されています。これ

から消防器を購入される方は、
国家検定合格証（文字紺色）の

ついてるものを見購入してください
い。

・ 消火器の置き場所を、家族全
員がおぼえておきましょう。

・ 消火器は、いつでもつかえる
ようにしておきましょう。

市道の除雪に
協力ください

市では、市道の除雪体制を整え
ております。

除雪作業をスムースに行なえる
ようみんなのご協力をお願ひし
ます。

□ 自動車等を路上に放置しな
いようにしてください。

□ 歩道上の雪は、車道にださず
積みあげるようにして除雪して
ください。

□ 除雪についての相談は、つぎ
のところに連絡ください。

①市役所土木課 (2) 1111
(1) 舟見町海浜地、新富町ごみ捨
て場、寿町イタンキ浜に雪捨て
場の標識が立ててありますので
そこに捨てるようにしてください
い。

□ 自家用車で雪捨てをされる方
は舟見町海浜地、新富町ごみ捨
て場、寿町イタンキ浜に雪捨て
場の標識が立ててありますので
そこに捨てるようにしてください
い。

□ 除雪についての相談は、つぎ
のところに連絡ください。

②蘭西土木事業所 (2) 7665
(3) 蘭東土木事業所 (4) 0330
(4) 蘭北土木事業所 (6) 7512
※急坂道路に、スリップ止め用の
砂を用意してありますので利用く
ださい。

□ 除雪についての相談は、つぎ
のところに連絡ください。

③水道事業
の収納

工事代金などの收
納取扱金融機関と
して、北海道相互銀行室蘭支店の
各店を指定しました。

めたつ貯金通帳の盗難

通帳と印鑑は
別に保管

このごろ、盗んだ貯金
通帳で現金を払い戻す犯
罪がふえております。
せっかく、マイホーム
を持ちたい、子どものた
めに一などとたくわえた
ものです。なかでも、貯
守ることが第一です。

金通帳が盗まれているのに気づか
ず気付いたときには、すでに全額
が払い戻されたあとーという悲劇
もあります。
みなさんも、このようなことに
ならないよう、貯金通帳と印鑑
の保管は別にする・外出のときに
は必ずカギをかける・もし盗難
にあったら貯金先にすぐ連絡する
一など、細心な注意をしましよう
あなたの財産は、あなたの手で
守ることが第一です。

<乳幼児相談>無料

1月11日	市役所保健室	9.30~11.00
12日	本輪西支所	13.00~14.00
18日	市役所保健室	9.30~11.00
19日	衛生課輪西分室	10.00~11.30
25日	市役所保健室	9.30~11.00
26日	本輪西支所	13.00~14.00



*定員50名 市衛生課へ申込みください

<母親学級>無料

1月13・14日 { 卫生課輪西分室
20・21日 } (定員30名) 13時から

*市衛生課へ申込みください。

<育児相談と健康診断>有料

毎月第2火曜日 市立病院小児科
13時30分から

・健診料 300円

赤ちゃんをお持ちの母親 *市立病院小児科に直接申込みください

<離乳食講習>無料

1月22日 卫生課輪西分室 13時から
・対象者…45年9月・10月に生まれた
13時~14時まで

赤ちゃんをお持ちの母親